割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成23年４月20日　　経済産業大臣　海江田万里

名　　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社マツザカヤ友の会	名古屋市中区栄三丁目16番１号	友第4001号	平成22年９月１日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成23年４月20日　　中部経済産業局長　加藤　洋一

次表に掲げる者が供託した営業保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成23年６月20日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成23年６月20日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本店の所在地	営業廃止年月日
株式会社マツザカヤ友の会	名古屋市中区栄三丁目16番１号	平成22年９月１日

記

あて先　〒460―8510　愛知県名古屋市中区三の丸二丁目５番２号
中部経済産業局産業部消費経済課
電話　052―951―2560

様式

申　　出　　書

中部経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１　債務者の名称及び住所
２　債権額
３　債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年４月20日
北陸地方整備局長　前川　秀和

１　処分をした年月日　平成23年３月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社池田組　池田　庄治　富山県南砺市大島652　国土交通大臣許可（般―18）第14330号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成23年３月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年４月20日
九州地方整備局長　中嶋　章雅

１　処分をした年月日　平成23年３月29日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　佐世保重工業株式会社　森島　英一　長崎県佐世保市立神町　国土交通大臣許可（特―22）第4372号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成22年12月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年４月20日
九州地方整備局長　中嶋　章雅

１　処分をした年月日　平成23年３月29日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　翼工業株式会社　中尾　敏彦　大分県中津市大字永添字坂本619―１　国土交通大臣許可（般特―19）第6642号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成22年12月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年４月20日
九州地方整備局長　中嶋　章雅

１　処分をした年月日　平成23年３月29日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　藤永地建株式会社　藤永　雅之　長崎県佐世保市宮田町１―６　国土交通大臣許可（特―18）第852号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（さく井工事業に関する特定建設業）
４　処分の原因となった事実　平成23年１月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年４月20日
九州地方整備局長　中嶋　章雅

１　処分をした年月日　平成23年３月29日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　昭電テックス株式会社　杣　　巖　福岡県北九州市小倉北区青葉２―12―２　国土交通大臣許可（般特―22）第1316号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成23年２月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。